

# 吹田民主商工会 いんぷお め〜しょん



吹田市川園町20-1  
TEL (06) 63883-2211  
FAX (06) 63882-8160  
<http://www.suita-minsyou.com>  
main@suita-minsyou.com

## 救急車が来るまでの処置が大切！

6月16日(日) 13時から民商会館で青年部と共済部会の合同で救命救急講習会を吹田市消防本部・南正雀出張所の方に来ていただき開催しました。講習会には子供さんも入れて14名が参加、2度目の参加の方もいましたが、前回は8年前という事もあり「だいたい忘れてるな」と振り返っていました。

応急手当や救命措置を行う場合、突然倒れたり、反応がなかったりする人を見つけたら①肩をたたきながら声をかけ反応があるかどうかを見ること。②反応がなければ、大声で応援を呼んで119番通報とAEDの手配を依頼します。③救急隊が到着するまで胸を強く圧迫する「胸骨圧迫」を繰り返し行う④AEDは音声で使い方を支持されるのでその通りにとのことでした。とにかく「胸骨圧迫」を休まず行うことが救命し、後遺症へのリスクが格段に少なくなることを学びました。参加者からは、「事故などで頭部に損傷があると動かさないほうがいいと言われていたが、そんな場合はどうすれば」「外傷がある場合はどうすれば」などの質問が出されました。「頭部に損傷があったとしても慎重に動かし、心肺蘇生をすることが大事」「外傷がある場合、傷口を抑えて行うようにします」と言われ「とにかく何もしないではなく、胸骨圧迫を続けることが大切」とのことでした。参加者から「胸骨圧迫は大変女性ではなかなかしんどいね」「本当に周りの人に声をかけて代わる代わるでないといけない」「倒れてる人を見かけたら、ためらわないで声をかけていきたい」などの声が寄せられました。



## 伝言板

### 収支内訳書の提出依頼について

毎年6月下旬に大阪国税局(以前は吹田税務署)から収支内訳書の提出依頼の文書が送付されています。

初めて依頼書が届く新会員の方を対象に学習会を行います。

7月4日(木) 14時00分・5日(金) 19時00分

吹田民主商工会第61回定期総会・協同組合定期総代会

日時 6月28日(金) 19時00分(開場18時30分)

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共においしく！

## 高槻民商裁判一審結審

原告18名の除名は無効、相談センター側に賠償命令

6月14日に大阪地裁で全商連から脱退した高槻民主商工会中小企業相談センター、以下「相談センター」と略)から除名された当時の副会長2名と会員16名が除名処分は違法・無効であるとし、副会長を含む3名が会員としての地位の回復と18名全員が相談センターと事務局長に除名処分と文書配布行為に対して損害賠償を求めて争っていた裁判の結審がありました。判決では地位回復を求めていた3名の請求を認め、被告の相談センターに対し原告18名全員に計132万円の損害賠償を命じました。しかし事務局長への賠償責任は否定されました。



判決の理由では、当時の副会長の除名処分について相談センター側は副会長再任要求、事務所退去要求、事務局長の解雇要求、事務局長への誹謗中傷を理由としましたが、再任要求の事実認定しましたがそれ以外には事実が認められないとしました。また再任要求についても会の団結を乱したりしていないとして除名理由には当たらないとしました。また除名手続きについても告知聴聞の手続きがなかったとして社会通念上で著しく相当性を欠くとして無効の結論となりました。もう一名の副会長の除名処分についても相談センター側は前述の副会長と共謀があったとしましたが、再任要求以外の事実はなく同様に除名理由には当たらないとして無効としました。また他16名の原告に対しての除名処分についても、相談センターの敵対的活動を支援する高槻民商再建準備会に加入したことを理由と主張しましたが、これをあらかじめ全商連脱退の反対派を排除するために著しく不当であり、16名に対しても告知聴聞の機会が社会通念上著しく相当性を欠くものであったとしました。

原告18名に対する損害賠償請求については相談センター側が原告18名の人格権を侵害したことに對しては、一人当たり5万5千円計99万円の損害賠償を命じました。また除名処分後に相談センターが原告の副会長だった2名が会を脅迫したこと、うち1名が会長や事務局長に暴力をふるったこと、他の副会長を骨折させたなど違法行為があったかのような文書を配布した行為は、社会通念上許される限度を超えて2名の人格的利益を損害したとしてうち1名に22万円、もう1名に11万円の賠償を命じました。それらの行為について相談センターの事務局長の関与は認定しましたが、機関決定を受けた行為であったとして個人責任に帰することはできないとしました。相談センター側が今後、控訴するかどうかは不明のため判決が確定するかどうかはまだわかりません。